

児童死亡事案検証報告書

平成25年2月

広島県西部こども家庭センター管内
児童死亡事案検証委員会

目 次

1	はじめに（検証の目的）	1
2	検証の方法	1
3	事案の概要	1
4	世帯構成	2
5	経過	2
6	関係機関の対応及び状況	5
	（1）センター	
	（2）府中町	
	（3）広島市児童相談所	
	（4）施設	
	（5）小学校	
7	課題・問題点	9
	（1）措置解除における取扱い	
	（2）施設入所・退所児童及び保護者に対する見守り・支援	
	（3）関係機関の連携，情報伝達・共有	
	（4）広報啓発	
	（5）児童虐待対応の体制整備	
8	再発防止に向けた取組への提言	13
	（1）措置解除の基準の明確化	
	（2）施設入所・退所児童及び保護者に対する見守り・支援の強化	
	（3）関係機関の連携，情報伝達・共有の強化	
	（4）効果的な広報啓発活動の実施	
	（5）児童虐待相談対応機関の体制強化	
	（6）再発防止策の実施状況の検証とこども家庭センターの支援体制の構築	
9	終わりに	18
10	会議開催経過	19
11	参考資料	20
	（1）広島県西部こども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会設置要綱	
	（2）委員名簿	

1 はじめに（検証の目的）

平成24年10月1日、広島県安芸郡府中町（以下「府中町」という。）在住の11歳の女兒が、実母の暴行により死亡し、実母が逮捕された。本児は、広島県西部こども家庭センター（以下「センター」という。）が児童養護施設に入所措置していた児童であり、措置解除から1年6か月を経過した後、このような痛ましい事案が発生した。

広島県では、平成22年8月、2歳の女兒の虐待死亡事案が発生し、再発防止策を講じられたところであるが、再び、死亡という最悪の事態が発生したことは、極めて残念である。

そこで、平成24年10月10日、「広島県西部こども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会」が設置され、6回の審議を行った。委員会では、関係機関ヒアリング等を基に、課題・問題点を整理し、再発防止に向けた方策の検討を行い、広島県に対し提言とするために、報告書として取りまとめた。県をはじめ関係者は、このことを重く受け止め、更なる児童虐待防止に向け、本報告書の提言内容を、着実かつ早急に実現されたい。

また、児童虐待防止に向けた社会全体の取組を一層推進していただきたいという思いから、本事案にとどまらず、県や関係機関、地域社会全体で取り組むべきいくつかの課題についても提言を行った。

なお、本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、組織や個人の責任追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを付言する。

2 検証の方法

- センターの記録、関係書類の精査により本事案の対応状況等を把握した。
- 本事案に関係していた機関の関係者（センター、府中町、児童養護施設、小学校3校）からのヒアリングによる事実確認を行った。
- 検証作業を行った期間は、逮捕・起訴された実母の刑事事件公判前であったことから、捜査機関等が収集した情報は入手することができず、検証作業は、本委員会が把握できたこれらの情報に基づき行った。

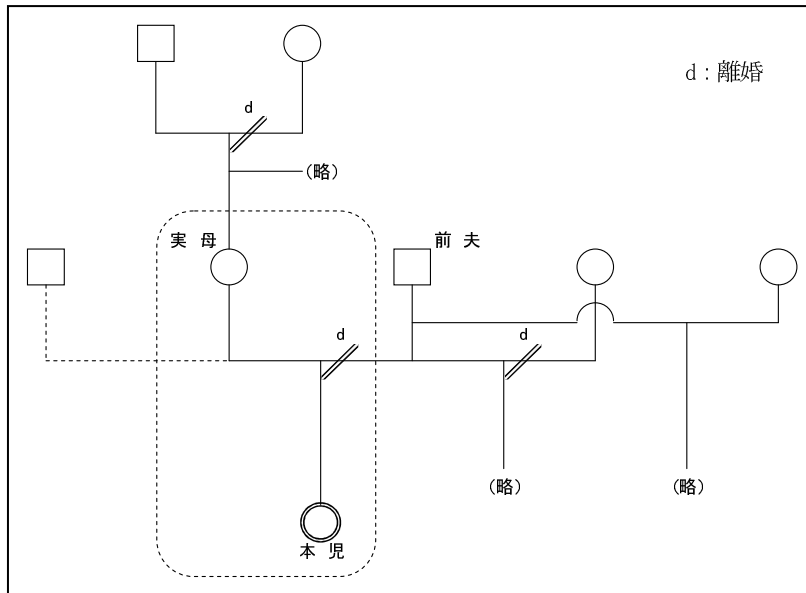
3 事案の概要

平成24年10月1日（月）、センターが平成23年3月まで援助を行っていた府中町在住の女兒が、午前、実母から自宅で頭部や腹部等に殴打、足蹴等の暴行を受け、その後自家用車で移動中に意識不明となり、午後、救急搬送された医療機関で死亡が確認された（死因は脳挫傷等による出血性ショック）。

実母は、同日午後、傷害致死容疑で逮捕された。

4 世帯構成（本児死亡時）

実母（28），本児（11）の2人家族



【実母の生育歴等】

S58. 12 出生。
 H11 年度 高校1年中退。
 H13. 5. 29 婚姻。
 H13. 7. 31 本児出産。
 H13. 10. 24 離婚（本児の親権前夫）。
 東広島市から広島市に転居（時期不明）。
 H16. 2. 9 本児の親権を実母に変更。
 以後、府中町に転居するまで広島市に居住し飲食業等に従事（詳細不明）。
 H22. 11 センターが訪問調査した時点で、男性と同居していることを確認していたが、事案発生時点では、本児との2人世帯。

5 経過

（1）本児出生（H13. 7）～児童養護施設退所（H18. 3）まで

年月日	本児・保護者	センター	その他関係機関
H13. 7. 31	本児出生。		
H13. 10. 9	実母の家出。実父より本児の養育相談。	受理会議開催。	
H13. 10. 10 ～10. 11		養育困難により一時保護。	乳児院で本児受入。
H13. 10. 24	実父母の離婚。実父より本児の養育相談。	受理会議開催。	
H13. 10. 25		養育困難により一時保護。	乳児院で本児受入。
H13. 11. 27		処遇会議開催。 施設入所の方針決定。	
H13. 12. 1		乳児院へ入所措置。	
H15. 7. 31		児童養護施設へ措置変更。	児童養護施設で本児受入。
H18. 3. 28	本児引取り（母方祖母）。	母方祖母宅（東広島市）での生活を条件に措置解除， 家庭引取り（実母は広島市内居住）。	

(2) 虐待通告受理 (H21. 2) ～児童養護施設退所 (H23. 3) まで

年月日	本児・保護者	センター	その他関係機関
H21. 2. 19		虐待通告受理。本児の安否確認。	東広島市が虐待通告。
H21. 2. 22			東広島市内の小学校が本児の右目下と下腹部の痣を確認。
	実母・母方祖母, 体罰肯定の主張。		小学校より実母・母方祖母に体罰禁止を指導。
H21. 2. 24			東広島市内の小学校がセンターに電話連絡。
		緊急受理会議開催。 小学校訪問調査・児童面接調査を実施。 右目下と額中央部の痣を認め, 緊急一時保護。	
H21. 3. 5	実母・母方祖母, 体罰肯定の主張。	実母・母方祖母と面接。	
H21. 3. 17		援助方針会議開催。 児童養護施設入所措置の処遇指針を決定。	
H21. 3. 19		児童養護施設へ入所措置。移送。	児童養護施設で本児受入。
H21. 3. 26			呉市内の小学校に本児転校。
H21. 6. 1	本児と実母・母方祖母との面会開始。この後, H21. 9まで計8回面会。		
H21. 6. 17		施設訪問し児童の状況確認。この後, 措置停止まで計8回施設訪問。	
H21. 6. 18		実母・母方祖母と面接。面会時のルールと本児に対する暴力の認識の共有。	
H21. 9. 9	本児と実母・母方祖母と外出開始。この後, H21. 10まで計4回外出。		
H21. 10. 22		実母・母方祖母・母方叔母と面接。外泊についての検討。	
H21. 10. 31 ～11. 1	本児が母方祖母宅に外泊開始。この後, H22. 2まで計6回外泊。		

年月日	本児・保護者	センター	その他関係機関
H22. 3. 16		実母と面接。 家庭引取りの意向確認。 長期外泊について検討。	
H22. 3. 20 ～ 3. 22	春休みの外泊。この後、 H22. 12. 29の措置停止まで計 18回外泊。		
H22. 8. 3		本児に対しアセスメント実施。	
H22. 8. 11 ～ 8. 25	盆の長期外泊。 H22. 8. 18 までの予定であったが、 本児が帰園拒否したため延長。		
H22. 8. 26 ～ 8. 31	本児より家庭復帰の強い希望。	状況調査のためセンターで一 時保護。 実母・センター・施設で協 議。	
H22. 10. 4	母方祖母より、実母が本児 を引き取ることに賛成の意向。	母方祖母と面接。	
H22. 10. 20	同居男性、本児の引取りに 賛成。	実母の同居男性と面接(4～ 5年前から同居中)。	
H22. 11. 29		実母宅(広島市)を訪問し 家庭引取りに向け調査を行 う。 家庭環境に問題なし。	
H22. 12. 7		援助方針会議開催。 12月中に家庭引取り、3か 月程度措置停止し、引取り 後の家庭状況確認の上措置 解除する処遇指針を決定。	
H22. 12. 28		広島市児童相談所に電話で ケース概要等を情報提供 (H23. 1. 17文書送付)。	
H22. 12. 29	本児引取り(実母)。	措置停止。	
H23. 1. 4			広島市内の小学校に本児転 校。
H23. 1. 12	実母より、学校へ楽しく登 校していると回答。	実母に電話連絡。	
H23. 1. 31	府中町へ転入。		
H23. 2. 1	府中町へ転入届提出。		府中町内の小学校に本児転 校。

年月日	本児・保護者	センター	その他関係機関
H23. 2. 7		実母に電話連絡。転居確認。	
H23. 2. 10		広島市児童相談所に電話で転居を情報提供。	
H23. 2. 14		府中町に電話で転入を情報提供。	
H23. 2. 24	同居男性転出（住民票の移動が事案発生後の調査により判明）。		
H23. 3. 14	実母より、家庭、学校生活とも順調であると回答。	実母に電話連絡。	
H23. 3. 16	実母より、生活状況や本児、同居男性に変わらない旨回答。	家庭訪問し、実母と面接。特に問題ない旨確認。	
H23. 3. 18		家庭生活が安定しているため、措置解除。	
H23. 3. 29		府中町に電話連絡。措置解除等について情報提供。	
この後、本児について、センターをはじめ、町や学校、警察等に対する虐待通告や相談等はなし。			
H24. 10. 1	本児死亡、実母逮捕。		

6 関係機関の対応及び状況（虐待通告H21. 2. 19以降）

（1）センター

措置時の対応

センターは、本児、実母等と面接を行い、本児が帰宅拒否していること、実母等の体罰肯定姿勢が改善されないこと、本児が安心して生活できる環境を提供する必要があることから、援助方針会議（H21. 3. 17）において、本児の児童養護施設（以下「施設」という。）への入所措置決定を行った。

その際、「施設入所後の保護者連絡や面会の時期は、本児の意向や施設での生活安定などの状態をみながら段階的に進めていく」ことを処遇指針の一つとしていた。

措置中の対応

① 面会・外泊等

センターは、実母等の外泊・引取り要求に対し、実母等の体罰肯定姿勢と本児との

衝突による虐待行為再発の懸念を実母等に説明の上、段階的に面会・外出・外泊を実施した。

措置停止するまでの間の面会は8回、外出は4回、外泊は24回であった。

その間、虐待行為が再発する兆候は認められなかった。

② 実母に対する対応

センターは、母子関係の改善に向け、措置解除までの間、実母と11回の児童福祉司による面接を行った（H21.6/18, 10/22, H22.3/16, 8/19, 8/24, 8/28, 8/31, 9/6, 10/20, 11/29, H23.3/16）。

当初、実母は体罰に対して肯定的であったが、次第に反省の色を見せ、絶対に叩いてはいけないと覚悟しているなど、体罰肯定の考え方を改める姿勢を示した。

また、センターは、実母に対し、本児が抱える課題等について助言を行ったが、実母は専門医療機関への相談や環境面の調整により対応できると主張した。

なお、センターは、実母に対して面接を通じて体罰肯定の考え方の修正、子どもへの関わり方などを指導したが、ペアレントトレーニング等の手法を用いた指導は実施していなかった。

③ 本児に対する対応

センターは、施設訪問を8回実施し、本児の生活状況の確認や、本児と実母等との面会・外泊時の状況調査等を行った（H21.6/17, 8/19, 10/13, 12/9, H22.2/3, 2/15, 4/13, 10/26）。うち7回は本児と面接し、本児の思いや生活の様子を確認した。

また、本児の処遇について、施設からの依頼により心理診断等のアセスメント（H22.8.3）を行うとともに、平成22年8月、本児が、外泊時に帰園を拒否した際、センターで一時保護を行い施設と本児との関係を調整した。

④ 同居男性に対する対応

実母は男性と同居していたことから、センターは、同居男性とも面接を行った（H22.10.20）。男性は、本児を積極的に受け入れる姿勢を示した。

措置停止時の対応

センターは、援助方針会議（H22.12.7）において、次の理由で、12月中に家庭引取り、3か月程度措置停止し、引取り後の家庭状況を確認の上、措置解除する処遇指針を決定した。

- ・ 定期的に繰り返された外泊や、2週間以上となった夏場の長期外泊により、本児と実母の関係性や、児童の関わり方への改善が見られたこと。
- ・ 同居男性も本児を積極的に受け入れる姿勢を見せていること。
- ・ 住居は、本児とも同居が可能なこと。
- ・ 実母は、本児が抱える課題について、専門医療機関を受診する意向であること。

措置停止中の対応

センターは、引取り後の家庭状況を確認するため、電話連絡を3回、家庭訪問を1回行った。相手は、いずれも実母であった。

平成23年3月16日の家庭訪問の際に、実母はセンター職員に対し、本児の学校での様子や自身の就労状況、祖母との関係、同居男性との結婚の時期等について話をした。

また、この家庭の移動についての情報提供を、広島市児童相談所（H22.12/28、H23.2/10）、府中町（H23.2.14）に対して行った。

措置解除時の対応

センターは、家庭状況を確認し、問題が認められなかったことから、平成23年3月18日付けで入所措置を解除しケースを終結した。

府中町に対しては、電話による情報提供を行ったが、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）での対応や、小学校等の関係機関に対する見守り・支援は依頼しなかった。

実母に対しては、本児のことで困ったことがあれば連絡するよう指導した。

なお、センターは同居男性が措置解除時に同居していなかったことを承知していなかった。

措置解除後の状況

実母からセンターに対して児童の養育相談等はなかった。また、住民・関係機関等から本家庭に関する虐待通告・相談等はなかった。

(2) 府中町

措置解除時の状況

平成23年3月29日に府中町は、センターから、次の内容の情報提供を受けた。

- ・ 本児の措置理由、措置解除の時期。
- ・ 措置停止中にセンターが面接等を行ったこと。
- ・ 親子関係・生活状況が良好になり安定したこと。

府中町では、センターから要対協での対応や、関係機関に対する見守り・支援の依頼はなかったことから、重篤な案件ではないと判断し、電話記録を作成・保存したが、上司への報告等の組織的対応は行わなかった。

措置解除後の状況

実母から府中町に対して児童の養育相談等はなかった。また、住民・関係機関等から本家庭に関する虐待通告・相談等はなかった。

(3) 広島市児童相談所

措置停止により、平成22年12月29日に本児が広島市内の実母宅に引き取られた。

措置停止中に世帯が児童相談所の管轄外に移動した場合は、措置解除後にケース移管するのが原則であることから、措置停止中は当面センターが継続して所管することとし、センターは、本児の転入を平成22年12月28日に広島市児童相談所に情報提供した。

その後、センターは、本家庭が平成23年1月31日に府中町内へ転居したことを確認したため、引き続きセンターが本家庭を所管することとし、平成23年2月10日に本家庭の転出を広島市児童相談所に情報提供した。

広島市内に居住している間、広島市児童相談所に対し、住民・関係機関等から本家庭に関する虐待通告・相談等はなかった。

(4) 施設

入所時の状況

施設は、センターから、児童記録票等の引継ぎを受け、平成21年3月19日、本児に対する支援を開始した。

入所中の状況

本児は、小学校では、学校や友達とのトラブルもなく、平穏に生活していた。

一方、施設では、本児が癩癩をおこし思いを通そうとするなどの行動を取ることがあったことから、施設はセンターに本児のアセスメントを依頼し、養育に関する助言を受けた。

平成22年8月、本児が、施設職員の指導に対する不満から外泊時に帰園を拒否した際、実母から強い家庭引取り要求があったが、センターで一時保護を行いつつ、センター・施設・実母で話し合いを行い、実母は入所継続を受け入れた。

外出・外泊から帰園後、本児に虐待の兆候は認められなかった。本児は、いつも外泊を楽しみにしていたとのことであった。

学校との関係

施設は、本児が通学する呉市内の小学校との間で、年度初めの全体的な会議と担任教員との個人懇談を行うとともに、毎日の集団登校に職員を付き添わせて、日常的な連携を行っていた。

施設は、センターから引き継いだ情報を選択して学校に提供していたが、本児の家庭環境や被虐待児であることについて、学校には伝えていなかった。

(5) 小学校

入所措置に伴い、本児は呉市内の小学校に、平成21年3月26日から平成23年1月3日まで在籍した。本児の保護者は、制度上、入所施設の施設長であった。

また、措置停止以降、本児の住所移動に伴い、次のとおり小学校を転校した。

- ・ 広島市内の小学校に、平成23年1月4日から31日まで在籍。
- ・ 府中町内の小学校に、平成23年2月1日から在籍。

いずれの小学校も、実母と面接したが、施設入所していたことについての説明はなく、センター等の関係機関からも連絡はなかった。また、被虐待児であった情報はどこからも提供されず、同居男性のことも解らなかった。

在籍期間中、いずれの小学校も、虐待の兆候は把握していなかった。

7 課題・問題点

(1) 措置解除における取扱い

この家庭のリスク

- ・ 本児：養育上の課題等（育てにくさ）を持つ児童である。
- ・ 実母：出産直後の早期から本児と離れて生活している。

在宅期間中（平成18年3月～平成21年2月）、本児を養育していたのは祖母であり、子育て経験に乏しい。

本児の抱える課題を認めたくない態度がある。

- ・ 同居男性：4～5年前から実母と同居しており、一時帰宅や措置停止期間中、本児と生活を共にしたが、これからも、継続的に本児と良好な関係を築いていけるかどうかは、1回の面接と実母からの情報のみでは不確定である。

これらの課題を、センターは、措置解除の判断を行う際に、虐待再発のリスクとして考慮する必要があった。

家庭復帰の条件整備

子ども虐待対応の手引き（厚生労働省 H11. 3 策定，最終改定H21. 3. 31，以下「手引き」という。）では，「（児童相談所は）家庭復帰の方針を決定した場合には，市町村（要保護児童対策地域協議会），子どもが入所する児童福祉施設等と協働して，当該保護者が，地域の関係機関から適切な援助を受けられるよう指導するとともに，子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整え，市町村に対して援助内容を明確に伝える。特に，地域における援助内容を決定するには，市町村（要保護児童対策地域協議会）とともに事例検討を行い，（中略）各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。」とされている。

センターは，市町に対して単に情報提供を行うだけでなく，家庭復帰に向けた条件整備を行うよう働きかける必要があった。

措置解除の決定

児童相談所運営指針（厚生労働省 H17. 2. 14，最終改正H24. 3. 21，以下「指針」という。）では，「措置や指導等を終結するときは，その理由を明確にし，援助方針会議等で検討し，援助指針，自立支援計画及び援助の具体的内容の適否について評価する。」とされている。

センターにおいては，当時，措置停止前に援助方針会議を開催し，停止期間中に何の問題もなければ措置解除するという処遇指針を決定しており，本事案の場合，措置解除の時点で援助方針会議は開かれなかった。

センターは，措置停止中の状況の変化等を調査の上，援助方針会議を開催し，措置解除の条件を具備しているか綿密に検討する必要があった。

措置解除後の継続的な関わり

手引きでは，措置解除後の留意点として，『「子どもが家庭復帰した直後の数か月は，子どもの虐待が再発するハイリスクな時期」であり，措置解除後の援助体制として，「一定期間（少なくとも6か月間程度）は，児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るもの』』とされている。

センターは，被虐待児童に対し，措置解除を行った後には，直ちにケースを終結せず，継続的な関わりを持つことが必要であった。

支援終結等の判断基準

手引きには，「一時保護にむけてのアセスメントシート」や「親子分離の要否評価チェ

ックリスト」，「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されているが，保護者に対する支援終結の判断基準は示されておらず，児童相談所の裁量に委ねられている。

また，虐待の再発リスクについては，完全に消滅することはないと思われる。

そのため，センターが，措置解除後，生活が安定し経過が良好となった家庭に対して，見守り・支援をいつまで，どの程度続ける必要があるのか，県としての判断基準の明確化が必要である。

また，市町（要対協）に引き継いだ場合も同様である。

（２）施設入所・退所児童及び保護者に対する見守り・支援

治療的援助の実施

センターは，実母に対して面接を通じて体罰肯定の考え方の修正，子どもへの関わり方などを指導したが，ペアレントトレーニング等の手法を用いた指導は実施していなかった。

本事案においてペアレントトレーニング等の手法を用いた指導が必要であったかどうかは不明であるが，一般的には家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた保護者に対する治療的援助手法として，家族療法やペアレントトレーニング等の有用性が認められているところである。

また，本児に対しては，施設入所中は面接による本児の思いや状況の確認，アセスメントの実施による支援の方向付けを行っていたが，退所後は，本児に会って生活状況や心理的なケアの必要性の確認等は行っていなかった。

虐待を受けた児童に対しては，児童が安心できる生活環境を確保し，一人ひとりに応じた心の傷を癒すための専門的なケアが必要である。

センターは，児童福祉司や心理職員，精神科医師等の職員が配置されており，その専門性を生かした援助が可能であることから，治療的援助を要する保護者や児童に対して，状況に応じた適切なプログラムを実施する必要がある。

地域の支援体制の充実

本事案の場合，実母は子ども手当の申請を行っていないなど，子育て支援のための福祉施策を利用していなかった。

児童の養育上の困難を抱えていても，自ら積極的に相談・支援を求めない保護者も少なくない。保護者を地域社会の中で孤立させない仕組みづくりが必要である。

そして，児童の家庭引取り後，虐待の再発を防止するためには，児童・保護者が地域で

安定的に生活を送ることができるよう、地域の子育て支援施策や相談援助体制の充実強化を図る必要がある。

(3) 関係機関の連携、情報伝達・共有

情報伝達・共有のあり方

本事案において、センターから府中町に対し、ケースに関する十分な情報提供が行われず、要対協での対応や、関係機関に対する見守り・支援の依頼も行われなかった。

施設は、入所中に通学していた小学校に対して、家庭環境や本児が被虐待児であることの情報を提供しなかった。

そのため、センター・市町・施設等多くの機関がこの家庭に関わり、それぞれ情報を持っていたにもかかわらず、府中町の地区担当民生・児童委員、本児が通学していた小学校の関係者等の地域の支援者に対して、適切な時期に本児や家庭に関する情報は提供されなかったため、見守りや支援は行われなかった。

児童虐待に関する一連の情報が途切れることがないように、関係機関の連携や情報伝達・共有システムのあり方・仕組みを検討する必要がある。

また、児童虐待に関する情報は、極めて高いプライバシー性を有するものである。しかし、そのために、関係機関の間で、慎重になりすぎて情報が伝わらないという事態に陥らないように、情報提供や共有についての統一的なルールを明確化し、関係機関に周知する必要がある。

施設入所中の児童の情報

施設入所中の児童について、センターから児童の出身市町に対して外泊等の情報は伝えられていない。

本事案において、出身市町である東広島市は、本児の施設入所と同時に支援を終結しており、それ以降、センターからの情報提供はない。

また、府中町に対しては、措置停止期間中、町内に転入した段階で初めて、その際に情報提供が行われたに過ぎない。

一時帰宅や措置停止期間中の関係市町に対しても、施設入所中の児童・家庭の情報や外泊等の情報提供が必要である。

(4) 広報啓発

本事案において、実母は高校を中退し、17歳で、本児を出産した。

若年の妊娠・出産が生活の不安定化を招き、経済的困難や児童虐待につながらないよ

う、これから親となる高校生等の思春期世代に考える機会を提供する必要がある。

また、実母は、子育て支援のための福祉施策も利用していない。子育ての不安や時間的な制約等から孤立しがちな子育て家庭等に、様々な機会を活用し、安心して子育てができるよう支援の情報等を確実に届ける仕組みづくりが必要である。

(5) 児童虐待対応の体制整備

平成16年の児童福祉法の改正により、市町は、地域の事情を熟知する住民に身近な行政機関として、児童相談の第一義的な窓口の役割や、要対協の運営等を行い、県こども家庭センターは、市町の支援や、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応などの後方支援を行う役割分担とされている。

3か所の県こども家庭センターが受理した児童虐待に関する通告・相談件数は増加し続けており、平成23年度中の児童福祉司一人当たりの新規処理件数は43.8件で、全国平均の23.0件を大幅に上回っている（平成24年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より算出）。

このように、県こども家庭センターに、大きな負荷がかかっていることも認められることから、県こども家庭センター・市町それぞれの役割分担に基づいた体制の強化を図る必要がある。

8 再発防止に向けた取組への提言

(1) 措置解除の基準の明確化

○ 措置解除の取扱いにおける留意点

- ・ リスクを評価するに当たっては、リスクは変化するという観点を持つこと。

本事案において、センターは、同居男性を肯定的に評価し、措置解除を認める積極的な理由に挙げていたが、反面、ステップファミリー化による親子関係の葛藤や、内縁関係の破綻による家庭の不安定化といった危険性も存在していた。

このように関係機関は虐待のリスクは、変化するという観点を持ち対応に当たることが望まれる。

- ・ 保護者の言葉のみで判断するのではなく、裏付けとなる事実を把握すること。

センター等の支援機関に対して、保護者が必ずしも真実を語らないことがあり、センターの調査にも限界がある。

しかし、保護者の養育能力等の評価に当たっては、保護者の態度や表面的な様子だ

けでなく、心身の状況や社会・経済活動の状況等について市町など関係機関等から情報収集を行い、リスク評価の基礎となる事実関係をしっかり把握する必要がある。

- ・ **家庭復帰の条件整備や措置解除後の家庭の援助、虐待の未然防止、再発した際の早期発見に向けて市町（要対協）を活用すること。**

センターが、現在及び将来のリスクを全て把握し、虐待の再発リスクを評価することは極めて困難である。

従って、再発リスクが低いと評価した場合であっても、市町（要対協）を活用し、措置解除までに児童が地域で安全に生活できるよう環境を整える家庭復帰の条件整備や、措置解除後の経過観察を行う必要がある。

- ・ **措置解除の際に援助方針会議を開催し、綿密な検討を行うこと。**

広島県児童虐待危機管理要領適用時における留意事項（H24.4.1制定 以下「留意事項」という。）において、「施設等への措置後に家庭引取りとなるケースへの支援は、援助方針会議により、家庭引取り前及び家庭引取り後の支援内容、支援期間、関係機関の役割分担等の支援プログラムを作成の上、要保護児童対策地域協議会の構成機関等との連携を密に行い、共同で対応する。」と定めている。

本事案では、センターは平成23年3月に措置解除を行っており、平成24年4月1日に制定されたこの留意事項は適用されないが、措置解除に当たっては、手引きや指針を基本としつつ、この取扱いを徹底する必要がある。

○ リスク評価の精度管理と向上のためのチェックリスト等の活用と見える化の推進

- ・ **センターや市町（要対協）が措置解除や支援を終結する場合の判断基準、時間の経過に沿った段階的な支援レベル等について、県は、過去のケース等を調査分析し、実践的な基準を明確にし、関係機関に周知すること。**

児童・保護者に対して必要な支援を行うためには、適切なリスク評価が行われなければならない。特に支援終結の判断如何によっては、その後に重大な結果を招く可能性がある。

そのため、支援機関であるセンターや市町（要対協）が、組織的にぶれのない的確なリスク評価が行えるよう、評価の客観性や基準の明確化を図る必要がある。

（2）施設入所・退所児童及び保護者に対する見守り・支援の強化

○ センターにおける親子支援プログラムの提供体制を充実すること。

本事案のように、出生直後の早期から長期にわたり親子が離れて生活している場合や、

家族の養育機能の再生・強化が必要な場合、当事者のみで親子関係の改善を図ることは困難である。

そのため専門機関であるセンターは、保護者や児童に対し、必要な治療的援助を提供する役割を担っており、必要なノウハウの集積と体制整備を行う必要がある。

○ **ハイリスクケースに対しては、児童の家庭復帰の条件を付すこと。**

本事案の場合、措置解除は無条件で行われ、児童福祉司指導措置も採られなかった。

しかし、センターがハイリスクと思われるケースに対し、児童虐待再発の抑止力となるような援助を行うためには、与えられた権限を活用し、措置解除の際に、センター等への定期的な連絡、児童との面接の確約、保護者支援プログラムへの参加等を児童の家庭復帰の条件として、保護者の指導に当たるべきである。

○ **地域における支援者・支援の場づくりに取り組むこと。**

地域において保護者と日常的に接触する支援者との安定的な支援関係は、保護者の情緒の安定や孤立回避のために重要である。そのため、措置解除までに児童・保護者と最も深い関係にある児童養護施設や乳児院を活用し、施設における親子支援プログラムの実施や、措置解除後少なくとも小学校卒業程度までの見守り等の制度化を図るべきである。

また、関係機関はもとより、子育てサークルや子育て応援ボランティア等を含めた、問題が深刻化する前に気軽に相談できる場やネットワークづくりに一層取り組む必要がある。

(3) 関係機関の連携、情報伝達・共有の強化

○ **児童虐待事案の情報管理に支障が生じた場合の安全対策を講じること。**

児童虐待事案に関する情報は、センターを中心に管理されており、センターから市町(要対協)を経由して、地域の支援者に対して情報が提供されるシステムとなっている。しかし、何らかの事情により、途中で情報伝達のパイプが詰まると、このシステムは機能不全に陥る危険がある。

そのため、関係機関は、情報伝達の複線化やバイパスの設定、情報伝達の双方向化などにより、システムの安全性を高める必要がある。

○ **センターは、施設入所中の児童・家庭の情報等を出身市町に提供すること。**

センターは、施設入所中の児童に関する情報を管理しているが、入所児童は、いずれ出身市町に家庭復帰することが想定されており、その際には地域における見守り・支援

が必要となる。

また、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（厚生労働省 H17.2.25策定、H22.3.31最終改正）において、「児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取組を実施することが期待される。」とある。

そのため、センターは、出身市町に対して、施設入所中の児童・家庭の情報や外泊等の情報を提供すべきである。

○ 児童虐待に関わる機関の連携強化を図ること。

児童の保護に必要な情報が円滑に提供されず、共有が図られないことにより児童虐待防止に支障をきたしてはならない。

そのため、児童虐待防止に関わる機関が保有する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、統一的なルールを明確化し、関係機関の間で積極的に情報の提供や共有化を図る必要がある。

更に、医療機関や警察との関係においても、被虐待児童や家庭に関する情報の収集や提供が必要となる場合があることから、円滑な情報提供や共有のための仕組みを構築する必要がある。

（４）効果的な広報啓発活動の実施

○ これから親となる世代や、妊娠中の親への教育、孤立しやすい家庭や若い子育て世代に対する情報提供や普及啓発を推進すること。

将来子育てをする世代に特化した情報提供・啓発や、子育て支援等に関する情報を母親（両親）学級や乳幼児健診、小学校の就学時健診等の多くの子育て家庭に関わる機会を利用して提供するなどの取組を進めるべきである。

また、効果的な周知を図るために、オレンジリボンキャンペーンなどにおいて、TV放送やインターネット等の多様なメディアや、民生・児童委員、子育て応援ボランティア等の地域の人材を活用し、児童虐待防止を社会全体で取り組むための働きかけを継続して行う必要がある。

（５）児童虐待相談対応機関の体制強化

○ 県

こども家庭センターに対し、児童福祉司や児童心理司などの専門性を有した職員を必要数配置するとともに、福祉分野の専門職員の採用や専門職種の定着を図るなど、長期

的視野に立った体制整備を行うこと。

また、市町（要対協）の体制整備や機能強化のために、必要な支援を行うこと。

○ こども家庭センター

職員のリスクアセスメントや介入、援助技術習得のための研修等を体系的に行い、継続的かつ計画的な専門性の維持・向上を図ること。

また、市町に対する個別事例対応への援助、要対協への参画、相談体制整備に関する助言や研修等の技術援助機能を強化すること。

○ 市町

相談窓口の担当職員について、児童福祉司任用資格に相当する専門性の高い職員の確保を図ること。

専門性の向上や対応力の強化に向け、要対協のコーディネーターを担う人材や相談窓口担当職員のスキルアップに向けた取組や児童虐待対応マニュアルの整備等を進めること。

こども家庭センターは、初期の緊急対応から子どもの自立支援や家族再統合に向けた親子の支援に至るまで、児童虐待の第一線にあって専門性の高い業務を行っているが、相談件数の多さや相談内容の困難化から、極めて厳しい状況に置かれている。

増加する一方の児童虐待相談に、迅速かつ的確に対応するためには、それに相応しい体制と専門性を確保するための取組が必要である。

また、平成16年の児童福祉法の改正により、児童家庭相談におけるすべての過程において、市町が第一義的な役割を担うこととされた。

市町の事例に対する見立ての力や対応力を高め、児童福祉法第27条の措置を要する場合や医学的・心理学的判定を要する場合など児童相談所に送致する場合を除き、市町が中心となって対応できるよう、市町の機能強化を図る必要がある。

加えて、市町においては、要対協の体制整備や強化を図り、対応に地域差が生じないように努めるべきである。

(6) 再発防止策の実施状況の検証とこども家庭センターの支援体制の構築

○ 本検証委員会が提言した再発防止策の実施状況について、県は次年度において、本検証委員会の検証を受けること。

○ また、重篤事案の検討や、再発防止策の実施状況のチェック、専門的な助言等を行いこども家庭センターを支援する常設の機関・委員会等の設置を検討すること。

9 終わりに

本事案では、措置解除から事案発生までの1年6か月間にセンター等に虐待通告はなく、本児が通った小学校も虐待の兆候を把握していなかった。

家庭復帰後の数か月が、虐待が再発するハイリスクな時期とされているが、本事案では相当の時間が経過している。その間、実母が暴行に及ぶに至った原因は不明であり、今後の裁判の経過を見守ることが必要であるが、委員会では、虐待のリスクに変化があったこと、またそれに対応する観点が備わっていなかったことなどが議論された。

検証を重ねるにつれ、センターや市町、施設がそれぞれ情報を持ちながら、結局、地区担当民生・児童委員や小学校の関係者等の地域の支援者へ、情報が全く届かなかったことに強いもどかしさを覚えたのはすべての委員に共通な思いである。

関係機関の連携や情報共有は、児童虐待防止の基本である。

しかし児童虐待の防止、早期発見・対応、家族関係の調整といった業務は、ひとつの専門機関のみで担いきれるものではない。今後このような事案が発生しないためにも、様々な関係機関がそれぞれの役割の下で、連携・協働する必要性を再確認することが強く望まれる。

また、社会には、死亡に至らないまでも、多くの児童虐待ケースやいじめの問題が存在しており、本事案のように重篤なケースは氷山の一角に過ぎない。子どもが健やかに成長していくためにも、児童虐待の根絶だけではなく、社会全体で広く子育て支援に取り組み、誰もが安心して生活できる環境を整えていかなければならない。

最後に、亡くなられたお子さんに対し、深く哀悼の意を表し、御冥福をお祈りするとともに、この検証結果が、今後の児童虐待防止対策に活かされることを、検証委員会委員一同、心から願うものである。

10 会議開催経過

日 時	内 容
第1回検証委員会 H24.10.14（日）16:00～18:00 県 庁	事案の概要報告
第2回検証委員会 H24.11.9（金）19:00～21:00 県 庁	関係者（センター、府中町、施設）からの聞取調査、論点整理
第3回検証委員会 H24.11.30（金）19:00～21:00 県 庁	関係者（小学校）からの聞取調査、論点整理
第4回検証委員会 H24.12.22（土）10:00～12:00 県 庁	関係者（小学校）からの聞取調査、論点整理、報告書骨子（案）の検討
第5回検証委員会 H25.1.14（月）14:00～16:00 県 庁	報告書（案）の検討
第6回検証委員会 H25.1.25（金）19:00～21:00 県 庁	報告書（案）の最終整理

11 参考資料

(1) 広島県西部こども家庭センター管内児童死亡事案検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県西部こども家庭センター管内において発生した、児童死亡事案（以下「今回の事案」という。）に関して検証を行うことにより、センターと関係機関との連携を含めた、今後のこどもや家庭に対する支援のあり方を検討する。

(審議事項)

第2条 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 今回の事案の検証
- (2) センターと関係機関との連携を含めた、今後のこどもや家庭に対する支援のあり方
- (3) その他、必要と認められること

(組織)

第3条 委員は、専門的な知識経験等を有する者をもって充てる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は健康福祉局長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があったとき、または欠けたときは職務を代行する。

(会議および調査)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長とする。

2 委員長は、必要があると認めたときは、事案に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係機関への調査を行うことができる。

4 上記2及び3において、関係者又は関係機関の長が、聴聞又は調査に同意しない場合はこの限りでない。

(結果報告)

第6条 委員長は、その結果を健康福祉局長及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会に報告するものとする。

2 当該結果報告を児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第4条第5項に基づく報告とみなす。

(秘密の保持)

第7条 委員及び関係者は、正当な理由なく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、広島県健康福祉局こども家庭課内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月10日から施行する。

(2) 委員名簿

委員名	役職名	備考	
加地 純子	NPO法人子育てネットゆめもくば 副理事長	子育て 当事者	
上栗 哲男	広島県児童養護施設協議会 会長	児童 福祉	
木村 和彦	安芸戦士メープルカイザー製作委員会 代表	子育て 支援者	
黒崎 充勇	広島市立舟入病院小児心療科 部長 (精神科七者懇談会(広島県精神医療ネットワーク))	医療	
千葉 由子	福山乳児院 院長	児童 福祉	
中田 憲悟	広島弁護士会 弁護士	法律	
中村 弘市	広島県教育委員会事務局教育部 豊かな心育成課 課長	教育 関係	
七木田 敦	広島大学大学院教育学研究科 教授	学 識 経験者	委員長
渡邊 弘司	広島県医師会 常任理事	医療	副委員長

(五十音順, 敬称略)